

## 令和5年度 第2回

広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊資料No. 1 第1回広島県建設用金属製品等製造業最低賃金専門部会議事要旨 … P. 1

広島地方最低賃金審議会  
第1回 広島県建設用・建築用金属製品、  
その他の金属製品製造業最低賃金専門部会  
議事要旨

開催日時	令和5年10月4日(水) 8時57分～10時02分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 広島県金属製品製造業最低賃金の改正決定について 3 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に村上委員、部会長代理に岡田委員が選出された。</p> <p>2 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金（以下「金属製品製造業」という。）の改正決定について 部会長から労働者代表委員及び使用者代表委員に対し最低賃金の改正について、意見表明が求められた。 労働者代表委員からは、「広島県では労働力人口が減少しており、県外への転出者も多いことから、人口流出を防ぐ必要がある。当産業では離職者が多く、技術伝承の課題がある。人材を育成するには長い時間がかかる。優秀な技能者を定着させるためにも、他業種よりも優位な賃金を確保する必要がある。今春闘では、人材確保の観点から大幅な賃上げあった。現状、賃金を上げないと人が集まらない。」との意見表明がなされた。 使用者代表委員からは「我々は、中小零細企業の状況を中心に考えている。様々な問題が国内外にある中、先行きは不透明であり、賃上げはリスクがある。」との意見表明がなされた。 その後、労働者代表委員から、「春闘の結果、広島県の最低賃金の引上げ額等を考慮し、当業種における労働協約上最も低い賃金額1,010円と現在の最低賃金の差額41円を引上げ要求額とする。」との金額提示がなされ。使用者代表委員からは、「中小事業者から1,000円は厳しいとの声があり、引上額30円（最低賃金額999円）」の金額提示がなされた。</p> <p>3 その他 今後の審議会の日程調整が行われた。 第2回 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会 日 時 10月13日(金) 午前10時00分～ 会 場 合同庁舎4号館13階9号会議室 主な議題 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定について</p>			